

引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る  
建築基準法第48条の規定に基づく許可の取扱方針

平成25年3月1日制定

平成29年4月1日改正

平成30年4月1日改正

令和4年9月1日改正

静岡市都市局建築部建築指導課

1 趣 旨

平成22年9月10日付け国住指第2263号・国住街第78号「引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る建築基準法用途規制違反への対応及び同法第48条の規定に基づく許可の運用について（技術的助言）」（以下「技術的助言」という。）が発出されたことを受け、引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場（以下「工場」という。）に対する本市の違反是正対策の一環として、建築基準法（以下「法」という。）第48条の規定に基づく許可（以下「許可」という。）の取扱方針を定める。

2 対象建築物

法第48条第1項から第10項までの規定に違反する状態にある既存の工場を対象とし、当該工場を同一敷地内で建替える場合は建替え後の工場についても対象とする。

3 許可要件

（1）規模等に関する要件

ア 第一種低層住居専用地域にあつては、住宅で工場を兼ね、その延べ面積の1/2以上を居住の用に供し、かつ、作業場の床面積の合計が50㎡を超えないこと。

イ 第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域にあつては、作業場の床面積が50㎡を超えないこと。

ウ 第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域にあつては、作業場の床面積が150㎡を超えないこと。

エ 近隣商業地域及び商業地域にあつては、作業場の床面積が300㎡を超えないこと。

(2) 安全対策に関する要件

ア 技術的助言<別添1>「火災安全性の確保の観点からの引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場の安全対策に関する技術的基準」に定める基準のすべてを満たすこと。

(3) 環境対策等に関する要件

ア 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域（以下「住居系地域」という。）にあつては、技術的助言<別添3>「引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場の住居系地域における工場の立地に関する48条ただし書許可の判断基準」第2に定める許可の判断基準を満たすこと。

イ 近隣商業地域にあつては、近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便及び当該住宅地の環境を害するおそれがないこと。

ウ 商業地域にあつては、商業の利便を害するおそれがないこと。

(4) その他の要件

ア 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域にあつては、洗濯物の受取及び引渡しを行う店舗部分を有するものであること。

4 申請に必要な図書

許可を受けようとする者は、許可申請書に静岡市建築基準法施行細則に定める図書のほか、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

ア 断面図（2面）

イ 日常の作業における安全管理対策誓約書〔ドライ様式1号〕

ウ 引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場 安全対策調書〔ドライ様式3-1、3-2号〕

エ 住居系地域における工場立地に関する調書〔ドライ様式4号〕（住居系地域のものに限り、かつ第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域にあつては、作業場の床面積が50㎡を超えるものに限る。）

5 許可の条件

許可にあたっては、法第92条の2の規定により、改善工事に要する期限その他違反是正に  
関して必要な事項を許可条件として付すものとする。

## 6 適用期間

この取扱方針は、令和7年9月30日までに許可申請がなされたものに適用する。

## 7 その他

この取扱方針は、引火性溶剤を用いないクリーニング工場においても適用する。

この場合において、「3 許可要件（2）安全対策に関する要件」及び「4 申請に必要な  
図書」は適用しない。

### 附則

この取扱方針は、平成25年3月1日から施行する。

### 附則

この取扱方針は、平成29年4月1日から施行する。

### 附則

この取扱方針は、平成30年4月1日から施行する。

### 附則

この取扱方針は、令和4年9月1日から施行する。